

群馬県の情報公開制度について

1. 情報公開の総合的な推進

(目的)

第1条 この条例は、情報公開の総合的な推進に關し必要な事項を定めるとともに、公文書の開示を請求する権利を明らかにし、もって県が県政に關し県民に説明する責務を全うすることにより、県民の理解と信頼の下に公正で透明な行政を推進し、県民による県政への参加を進めていくことを目的とする。

(情報公開の総合的な推進に関する県の責務)

第3条 県は、情報の公表及び情報の提供の拡充を図るとともに、公文書の開示制度の円滑な運用を図り、県民が県政に關する情報を迅速かつ容易に得られるよう、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

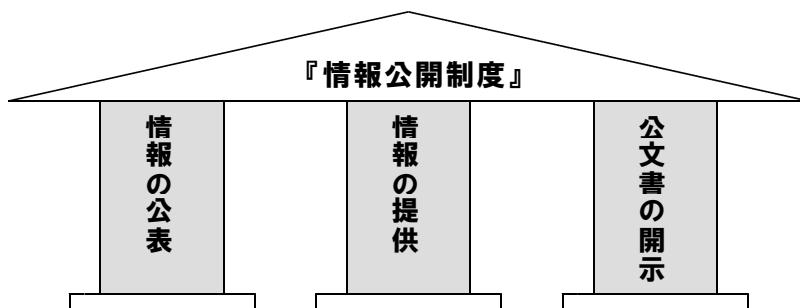
「情報の公表」・「情報の提供」の拡充
「公文書の開示制度」の円滑な運用

総合的な
情報公開の推進

2. 群馬県の情報公開制度

群馬県の情報公開制度は3つの柱からなっています。

【イメージ図】



(1) 情報の公表 (第4条)

県政に關する情報を、県が法令等の規定により義務として公開する制度です。次の情報については、県ホームページや県民センターで閲覧ができます。

- ① 県の長期計画、その他の重要な基本計画の内容
- ② 県の主な事業の内容
- ③ 出資等法人の事業報告書、財務諸表等
- ④ 社会福祉法人等に係る指導検査等の実施結果
- ⑤ 公共工事の再評価に係る検討結果
- ⑥ 附属機関の会議録又は会議結果概要
- ⑦ 県民意見提出制度を実施した結果、原案を変更したもの
- ⑧ 出資等法人との随意契約の内容

(2) 情報の提供 (第7条)

県政に関する情報を、県が自ら任意に情報を公開する制度です。

- ▼ 行政資料の閲覧・貸出（各種事業概要、統計資料、県議会会議録、白書等）
- ▼ 行政資料の有償頒布（予算書、都市計画図、環境白書、地価調査基準地価格等）
- ▼ 県広報誌等の発行、パンフレット等の配布、ホームページ、ツイッター、テレビ等

(3) 公文書の開示 (第11条)

誰（どの団体）でも、実施機関が保有する公文書の開示を請求することができる制度です。

(4) その他

▼ 県民意見提出制度（パブリック・コメント）（第5条）

県の重要な政策に関しては、県民の意見を聴いて政策の決定に反映させています。

▼ 審議会等の会議の公開（第8条）

審議会等の会議は、透明で公正な運営を確保するため、原則、公開としています。また、会議の会議録又は概要を公開しています。

▼ 出資等法人・指定管理者の情報公開（第41条、第41条の2）

県の出資等法人や指定管理者に対しても、県に準じた公文書の開示制度を実施しています。

3. 群馬県情報公開審議会

群馬県情報公開条例第10条に基づき設置されている知事の附属機関です。

第10条 次に掲げる事項について調査審議し、又は実施機関に意見を述べるため、群馬県情報公開審議会（以下「情報公開審議会」という。）を置く。

- (1) 情報公開に関する重要な事項
- (2) 第6条に規定する情報の公表に対する申出に関する事項
- (3) その他情報公開に関し、実施機関から諮問を受けた事項（行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく審査請求に関するることを除く。）

2 情報公開審議会は、前項に掲げる事務を行うに当たり、群馬県公文書開示審査会との連携を図るものとする。

3 情報公開審議会は、委員5人以内で組織し、委員は、知事が任命する。

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 この章に定めるもののほか、情報公開審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

群馬県情報公開審議会規則

平成12年11月10日規則第124号

改正 平成16年 4月 1日規則第45号

改正 平成19年10月31日規則第99号

(趣旨)

第1条 この規則は、群馬県情報公開条例（平成12年群馬県条例第83号）第10条第5項の規定に基づき、群馬県情報公開審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 審議会に会長を置き、審議会の委員（以下「委員」という。）の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成13年1月1日から施行する。

附 則（平成16年4月1日規則第45号抄）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年10月31日規則第99号抄）

(施行期日)

1 この規則は、平成19年11月1日から施行する。

群馬県情報公開審議会審議要領

(平成 13 年 6 月 11 日)
審議会決定

改正 平成 18 年 4 月 1 日

改正 平成 21 年 9 月 30 日

改正 平成 31 年 3 月 29 日

(趣旨)

第 1 条 この要領は、群馬県情報公開審議会規則（平成 12 年群馬県規則第 124 号）第 4 条の規定に基づき、群馬県情報公開審議会（以下「審議会」という。）の運営に関して必要な事項を定める。

(会議の公開)

第 2 条 審議会の会議は公開するものとする。ただし、会議において取り扱う情報が群馬県情報公開条例（平成 12 年群馬県条例第 83 号。以下「条例」という。）第 14 条各号のいずれかに該当するものとして、審議会が公開しない旨を議決したときは、この限りでない。

(議事録の作成及び公表)

第 3 条 審議会の議事録は、議事の概要を記した要点筆記とする。

2 議事録には、会長及び会長が議事に先立ち指定する委員 1 名が署名する。

3 議事録の公開は、県民センターにおいて当該議事録の写しを閲覧に供すること及び県ホームページへ掲載することにより行うものとする。

(委任)

第 4 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は会長が審議会に諮って定めるものとする。

附 則

この要領は、平成 13 年 6 月 11 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成 21 年 9 月 30 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成 31 年 3 月 29 日から施行する。

群馬県情報公開審議会の会議の公開に関する取扱要領

第1 趣旨

この要領は、群馬県情報公開審議会審議要領第2条の規定に基づき、群馬県情報公開審議会（以下「審議会」という。）の会議の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 公開・非公開の決定方法

審議会の会長（以下「会長」という。）は、会議において取扱う情報が、群馬県情報公開条例（平成12年群馬県条例第83号）第14条各号のいずれかに該当すると認めるとき、又は審議会の委員からその旨の指摘があったときは、審議会の議決をもって、会議の一部又は全部を非公開とすることができます。この場合、非公開とする審議事項については、その理由を明らかにしなければならない。

第3 会議開催の事前公表

会議の開催は、公開、非公開にかかわらず、会議開催日の一週間前までに、県ホームページへの掲載等により公表する。公表後に公表内容の変更が生じる場合も同様とする。

第4 公表の内容

公表する会議の内容は、会議名、議題、日時、場所、傍聴の可否、傍聴の定員、その他必要な事項とする。

第5 先着順による傍聴

傍聴者は、受付開始時から先着順により決定する。ただし、受付開始時において、傍聴希望者が傍聴定員を超えている場合等先着順により難い場合は、抽選によることができる。

第6 傍聴者の遵守事項等

- 1 傍聴者は、別に定める傍聴の遵守事項を守り、会長の指示に従って、静穩に傍聴しなければならない。会長は、遵守事項に違反した者に対して注意を促し、なおこれに従わない者に対しては、退場を命ずることができる。
- 2 報道関係者による写真撮影又は録画（いずれの行為も会議冒頭のみ）は、会長の許可を得て行うことができる。

附 則

この要領は、平成13年6月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年12月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年1月10日から施行する。

傍聴要領

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、審議会の会長の許可を得た上で、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、開会の30分前から開始します。なお、受付開始時点において定員を超えている場合は抽選となります。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が3の規定に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。

3 会議を傍聴するに当たって守るべき事項

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 会場において写真撮影、録画及び録音は行わないこと。
- (5) 会場内で携帯電話等の通信機器を使用しないこと。
- (6) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

「群馬県情報公開審議会」開催状況

日 時		議 題
H30	第26回 H31. 3. 14	1. 群馬県情報公開条例の施行状況について 2. 県民センターの在り方について 3. 審議会等の情報公開について 4. 群馬県情報公開審議会審議要領の改正について
H29	第25回 H30. 1. 11	1. 群馬県の情報公開制度について 2. 群馬県情報公開条例の施行状況について 3. 県民センターの在り方について 4. 審議会等の情報公開について
H28	第24回 H29. 1. 12	1. 県民センターの在り方について 2. 群馬県情報公開条例の施行状況について 3. 審議会等における会議の公開について
H27	第23回 H27. 11. 12	1. 群馬県の情報公開制度について 2. 群馬県情報公開条例の施行状況について 3. 群馬県情報公開条例の改正について
H26	第22回 H27. 3. 10	1. 群馬県情報公開条例の施行状況について 2. 審議事項（審議会等における会議の公開について） 3. 審議事項（標準審理期間について）
H25	第21回 H25. 12. 25	1. 群馬県の情報公開制度について 2. 群馬県情報公開条例の施行状況について 3. 「公文書提供制度」の施行状況について
H24	第20回 H24. 9. 5	1. 「公文書提供制度」の施行状況について 2. 交付媒体等の見直しについて 3. 群馬県情報公開条例の施行状況について
H23	第19回 H23. 12. 27	1. 群馬県の情報公開制度について 2. 「公文書提供制度」の検討について
	第18回 H23. 9. 26	1. 「公文書提供制度」の検討について 2. 群馬県情報公開条例の施行状況について
	第17回 H23. 8. 5	1. 公社・事業団等との随意契約に係る情報公開について 2. 「公文書提供制度」の検討について

日 時		議 題
H22	第16回 H22. 12. 24	1. 「行政文書提供制度」の検討について
	第15回 H22. 7. 29	1. 複数回請求公文書等への制度的対応について 2. 群馬県情報公開条例の施行状況について 3. 県民意見提出制度の実施状況について
H21	第14回 H22. 12. 18	1. 群馬県の情報公開制度について 2. 県民意見提出制度について 3. 今後の検討課題について
	第13回 H21. 7. 30	1. 群馬県情報公開条例の施行状況について 2. 県民意見提出制度の実施状況について 3. 群馬県情報公開条例等の一部改正について（報告）
H20	第12回 H20. 11. 28	1. 群馬県情報公開条例等の一部改正について
	第11回 H20. 6. 27	1. 群馬県情報公開条例の一部改正について 2. 群馬県情報公開条例の実施状況について
H19	第10回 H19. 12. 18	1. 群馬県情報公開条例の施行状況について 2. 県民意見提出制度について 3. 群馬県情報公開条例の見直しについて
H18	第 9 回 H18. 5. 24	1. 県民意見提出制度の見直し等について 2. 情報公開条例の施行状況について
	第 8 回 H18. 2. 6	1. 県民意見提出制度の見直し等について
H17	第 7 回 H17. 10. 11	1. 県民意見提出制度の見直し等について
	第 6 回 H17. 7. 25	1. 群馬県の情報公開制度の概要について 2. 県民意見提出制度の見直し等について 3. 情報公開条例の見直し等について 4. 情報の公表の見直し等について
H16	第 5 回 H16. 11. 2	1. 情報公開条例の見直し等について 2. 情報公開条例の施行状況について
H15	第 4 回 H15. 7. 7	1. 情報公開制度の運用状況について
H14	第 3 回 H15. 3. 17	1. 情報公開制度の運用状況について 2. 「みんなの情報公開研究会」における検討について
H13	第 2 回 H14. 2. 27	1. 情報公開制度の運用状況について 2. ボランティアとの協働について
	第 1 回 H13. 6. 11	1. 審議会の運営について 2. 群馬県における情報公開制度について 3. 情報公開制度の運用状況について